

大鰐町地域公共交通会議が実施するコミュニティバス運行事業者選定要項

1. 趣 旨

大鰐町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）では、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現を目指し、現在3路線のコミュニティバスの運行を行っている。

この要項は、令和3年10月からの運行業務に係る委託事業者の選定にあたり、事業者の持つ技術力や専門性を活用し、優れた企画提案や価格等を総合的に評価できる公募方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 大鰐町コミュニティバス運行業務
- (2) 業務場所 大鰐町内
- (3) 業務内容 別紙「大鰐町コミュニティバス運行業務仕様書」のとおりとする。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和4年9月30日まで
- (5) 委託料、運行経費

委託料は、委託期間内における各路線ごとの運行費用の合計額から、運行によって徴収した利用料金、定期代、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助金額を差し引いた額とする。

また、燃料費の高騰及び運賃改定等運行事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行経費が増加した場合には、別途協議するものとする。

3. 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者が、応募できるものとする。

- (1) 事業者資格として、道路運送法第4条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者で、運行開始までに一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の許可を有し、運行開始までに確実に運行に必要な手続きを行える能力を有する者であること。
- (2) 営業所の所在地として、営業所及び自動車車庫を大鰐町に有する、または本業務の実施にあたり有する見込みの者であること。事故の発生により、業務の遂行に障害が発生した場合に、乗客の安全確保や各種関連機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な者。
- (3) 「大鰐町コミュニティバス運行業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づく業務を行うことができること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに大鰐町暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する密接関係者でないこと。
- (5) 契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

4. 提案書提出までの手続等

(1) 担当

大鰐町地域公共交通会議事務局（大鰐町企画観光課 管財係）

担当 須藤 三浦

〒038-0292 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3

電話：0172-55-6561 FAX：0172-47-6742

メールアドレス：kanzai@town.owani.lg.jp

(2) 公募の周知

大鰐町ホームページに掲載し、運行事業者を公募する。

(3) 参加表明書の提出

①提出書類

参加意思及び参加資格の確認のため、参加表明書（別紙様式1）を提出すること。

②公募受付開始

令和3年6月30日（水）から

③提出期限

令和3年7月14日（水）午後5時まで（必着）

④提出場所

上記4提案書提出までの手続等（1）に同じ

⑤提出方法

窓口への持参、郵送とする。（必着）

(4) 質問及び回答

①質問の受付期限

令和3年7月9日（金）午後5時まで

②提出場所

上記4提案書提出までの手続等（1）に同じ

③提出方法

FAX、Eメールにより提出する。（様式自由）

④回答方法

回答は、参加意思を表明した事業者全員に対し、令和3年7月13日（火）までにEメールにて回答する。なお、質問に対する回答は、本要項や仕様書等に記載する内容の追加または修正とみなす。

(5) 提案書の提出

① 提出書類

1) 提案書

ア 提案書の作成様式

様式は自由とするが、A4版規格により記載すること。

文書を補完するための、イラスト、イメージ図、図面等を使用してもよい。

イ 提案項目

提案項目は以下に掲げるとおりとし、各提案項目についてA4版1頁以内で提案し、分かりやすく簡潔にまとめること。

- a. 運行管理体制
安全、安定した運行確保のための管理体制等
- b. 運行車両の概要及び保有（予定）状況
定員、基本寸法、その他の旅客輸送上特筆すべき事項を記載のこと。また、予備車両の状況も記載のこと。
- c. 緊急時の対応
定員超過時の対応、災害時及び事故時の対応、損害賠償能力を記載のこと。
- d. その他
収入増や経費節減など、利用者増加や大鰐町の財政負担軽減への取り組みについて、事業者としての姿勢を記載のこと。
- e. 運行経費見積
経費に含むものは仕様書3（3）④を参照のこと。

2) 添付書類

- ア 会社案内等の法人の概要がわかるもの
- イ 道路運送法第4条第1項の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業許可書の写し
- ウ 納税証明書

5. 選定方法

(1) 書類審査

審査は、大鰐町地域公共交通会議内に設置する大鰐町コミュニティバス運行業務に係る運行事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行う。

(2) 選定方法

提出された提案書の内容により選定委員会の委員が審査し、評価が最も高い者を選定する。

(3) 審査項目

総合的に評価するために、次に掲げる項目により審査する。

審査項目

要素	審査項目
価格要素	見積もり金額
非価格要素	安全性に対する取組み
	類似の運行実績
	経営状況
	運行管理体制
	緊急時の対応方法
	損害賠償能力
	利用者の利便性の向上

(4) 結果の報告

- ① 審査の結果は、提案書提出者全員に文書で通知する。
- ② 審査の結果に対して、異議を申し立てることはできない。

③審査の結果に関する質問には回答をしない。

6. 公募から運行事業者選定までのスケジュール

- (1) 公募受付開始 令和3年6月30日(水)から
- (2) 質問書提出期限 令和3年7月9日(金)午後5時まで
- (3) 質問への回答 令和3年7月13日(火)まで
- (4) 提案書提出期限 令和3年7月14日(水)午後5時まで
- (5) 運行事業者選定 令和3年7月27日(火)予定

7. その他の留意事項

- (1) 参加者が以下の事項に該当する場合は、失格とする。
 - ①コミュニティバス運行事業者選定要項に定める手続きを遵守しない場合
 - ②提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④その他、交通会議の定めに違反する行為があった場合
- (2) 参加表明、提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、運行事業者の選定以外で提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

附 則 この要項は、選定された事業者と契約を行った日の翌日に効力を失う。